

原子力損害賠償紛争審査会
専門委員調査報告書
【概要】

平成23年7月

本報告書概要は、審査会における議論のために取りまとめたものであり、指針の内容、損害の範囲について何ら予断を与えるものではなく、また、ここに記載された損害が原子力損害に該当するかどうかは、指針本文に照らし合らし個別に判断されるべきものである。

【（概要版）第1分冊 目次】

○農林漁業分野	1
○食品産業分野	
食品産業関係	4
農林水産物・食品の輸出関係	6

【（概要版）第2分冊 目次】

○建設・不動産分野	
建設業関係	8
不動産業関係	10
○製造業分野	11
○上水道分野	13
○下水道分野	14
○情報通信分野	15
○運輸・物流分野	
陸運（旅客輸送）関係	17
陸運（整備）関係	19
物流（トラック輸送）関係	19
物流（利用運送）関係	20
陸運（倉庫）関係	21
海事（内航海運・フェリー・旅客船）関係	21
海運・港湾（外航海運・港湾）関係	22
航空関係	24

【（概要版）第3分冊 目次】

○中小企業分野	25
○卸売・小売業分野	
消費流通業関係	26
石油製品販売業関係	27
○金融分野	28
○サービス業分野	28
○観光分野	29
○学校・スポーツ・文化分野	
学校関係	30
芸術文化・社会教育関係	31
文化財関係	32
○医療・福祉等分野	
医療施設関係	32
薬局関係	33
社会福祉施設等関係	34
生活衛生関係	35
○勤労者分野	35
○地方公共団体分野	37

【農林漁業】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 政府による避難等の指示に係る損害

(1) 特定避難勧奨地点

営業損害や風評被害が発生するのではないか。

(2) 避難等指示解除後の損害

今後改めて検討する必要あり。

2. 政府等による出荷制限指示等に係る損害に関する調査

(1) 農林漁業者等の損害

① 5月以降の出荷制限指示等

② 今後発生する見込みのある損害（今後順次収穫時期を迎える品目）

③ 出荷制限指示等に係る加工業者等における損害（茶の加工業者の損害）

④ 区域単位ではない出荷等の規制が行われる品目等（ロット単位（麦等））

<損害項目等>

① 追加的費用

② 出荷制限等による営農の休止

(2) 出荷制限等品目に直結した関連産業の損害

A 農林産物加工業（冷凍加工等）

加工品の売上減少、当該加工品の廃棄費用といった追加的費用

B 水産加工業（コウナゴやシラスの加工（釜揚げ・冷凍等））

地元漁業と相互依存関係にあり、営業損害（減収及び追加的費用）、就労不能による損害が発生

C 漁業関連産業（水産専用の製氷業、卸売業者等）

地元の水揚げに必要な機能を専用で提供しており、営業損害（減収及び追加的費用）、就労不能による損害が発生

(3) 出荷制限等の解除後の損害

農地や機械等の再整備費用、茶樹等の深刈り、更新期間中の減収等

3. 政府等による作付制限指示等に係る損害に関する調査

(1) 作付制限指示等

① 南相馬市による稲の作付自粛に至る経緯

② 福島県における葉たばこの作付自粛に至る経緯

<損害項目等>

① 追加的費用（代替飼料の購入費用、飼養管理費の増加、ほ場等の除草後の草の廃棄処理費用等）

② 風評被害を懸念して水稲以外の作付等を断念した場合の損害

(2) 作付制限指示等の解除後の損害

農地や機械等の再整備費用等

4. 所有する家畜を死亡させることとなった畜産農家等における精神的損害

特別の愛着のある家畜を置き去りにし、埋葬もできずにいる場合等の精神的な苦痛

5. 政府による放射性物質が検出された上下水道等副次産物の取り扱いに関する指示に伴う損害の調査

13都県内の集落排水事業者等（市町村等）で、営業損害（減収：副次産物（肥料等）の販売収入の喪失、追加的費用：汚泥等の保管・処分経費等）、検査費用が発生。

6. 各種の政府指示等に伴う損害の算定方法

(1) 避難等区域内的の財物価値の喪失又は減少等の算定方法

A 農地

放射性物質への曝露による価値の喪失・減少の可能性。具体的な損害は、土壤の除染費用、除去した土壤の処分費用、売却時の価格下落、評価額の下落、農地売買の取消、農地借賃の減額、解約等により発生。時価のみでは評価できない面がある等、農地の特性や特徴を十分に踏まえながら判断することが必要。

B 農林水産業の機械、施設等

- ① 避難指示等による機械、施設、漁船等の管理不能、放射性物質への暴露等の場合（現時点では避難等区域に立入できず評価困難）
- ② 避難指示等の解除後は、検査費用、除染費用、施設等の再整備費用等が発生する可能性がある。

C 家畜

福島県協議会による評価額算定の考え方は、口蹄疫発生時の宮崎方式を踏襲している。

D 果樹

生産者が避難したこと等に伴い、樹体の生産能力の減耗や喪失による財物価値の喪失・減少の可能性もある。公共事業に伴う果樹の伐採補償の考え方に基づき算出する方法等が考えられるが、状況を見極めることが必要。

E 森林

管理不能による立木の枯死や、品質低下、丸太の忌避、林地の評価額の低下等が想定されるが、避難指示の解除後に現地調査を行うまで確認できない。立木への放射性物質の蓄積は数十年後に明らかになることも想定される。除染は、生態系への悪影響等の技術的課題等に留意する必要あり。

(2) 避難等指示に伴う営業損害（減収・追加的費用）等の算定方法

A 農林漁業者等の追加的費用（商品の廃棄等）、避難等指示の解除後の損害（農地や機械等の再整備費用等）が発生

B 事業拠点・営業資産の移転に伴う損害

事業拠点の移転費用等のほか以下の損害が生じている

- ① 移転先で営農を開始・継続するための費用
 - ② 移転先での営農再開後の経営が安定するまでの間の減収
- また、避難指示等の解除後には、以下の損害が発生する可能性がある。
- ③ 元の場所に帰還するための費用（家畜等の営業資産の輸送経費等）
 - ④ 帰還後、営農を再開するための費用（農地等の復旧費用等）
 - ⑤ 帰還せず、移転先で営農を継続する場合の費用（施設の売却損等）

- C 農協等、森林組合等、漁協等、農業共済、土地改良区等の損害
避難等区域内の農協等、森林組合等、漁連・漁協、農業共済、土地改良区等において、営業損害（減収・追加的費用）、就労不能損害等が生じていることが確認された。
- D 廃業・倒産の場合の損害の算定方法
今回は突然の避難を余儀なくされており、土地収用制度を適用できるかどうかは難しい点もあり、更なる検討が必要。

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1 いわゆる風評被害（国内）に関する調査分析

- ① 野菜・果物・特用林産物等の農林産物
県全域で出荷制限が指示された4県及び千葉県、埼玉県では3月下旬に価格の急落が見られ、その水準が継続している。
- ② 花き
福島県、茨城県及び栃木県で産出される花きについては、原発事故以降、取引価格の下落が見られたほか、量販店や花束加工業者等からの取引停止、取引数量の減少の事例が確認された。
- ③ 茶
神奈川県、千葉県、静岡県等の一部区域において出荷制限指示等のあった県で産出される茶について、取引数量の減少又は取引価格の低下の事例が発生。また、隣接する埼玉県等で生産された茶も取引の停止等による損害が発生。荒茶・製茶業者についても損害が発生。
- ④ 畜産物
福島県産及び茨城県産のみならず、栃木県産牛肉の価格が下落。
- ⑤ 水産物
 - (i) 食用
千葉県の水産物に取引価格の低下、取引数量の減少、休漁を余儀なくされる等の損害が発生。潮干狩り、遊漁船業者にも営業損害が発生。
（内水面の水産物も、福島県、茨城県の他に、栃木県、群馬県等の内水面の水産物において、取引の拒否、敬遠等により営業損害が発生。
 - (ii) 非食用
茨城県及び千葉県における養殖や漁業用餌向けの冷凍イワシ製品について、間接的に食用に供されることから、取引の拒否等による営業損害、検査費用、過剰在庫保持のための費用が発生。
- ⑥ 林産物等
福島県産であることや福島県内で加工・生産されたこと等を理由とする返品、キャンセル、取引忌避により、減収、追加的費用、検査費用が発生。

※その他、農林漁業者（団体を含む）が加工した農林水産物の加工品の買い控え等が発生。また、今後生産される品目に出荷制限が行われた場合の影響、被害軽減努力にも留意する必要。

2 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難区域の外における農林畜水産関連

企業及び業種の損害状況等に関する調査

- (1) 商圏が避難等地域にある農林畜水産業の関連産業の損害
農林畜水産業関係企業等（肥料・農薬・農業機械・種苗販売業、獣医師、装蹄師、家畜人工授精師、農作業受託業等）に損害が発生。
 - (2) 風評被害を懸念した休漁等による関連産業等の損害
茨城県及び千葉県漁港では、製氷業、冷蔵冷凍水産物加工業者及び卸売業者の漁業関連産業の営業損害が発生。
 - (3) 飼料用穀物等の輸入船舶の寄港拒否（抜港）等による損害
転送コストや海上運賃等の追加的コスト
 - (4) 各種団体等の損害（手数料収入、負担金収入等の減等）
（農協、漁連・漁協、農業共済団体、土地改良区）
- 3 避難等区域以外の農地等の財物価値の喪失又は減少等
価格の減少又は除染費用等の損害が生じる可能性があり、今後検討が必要。

Ⅲ. 共通項目等

- 1 政府指示等が解除された後に発生する損害
- 2 営業損害、就労不能等に伴う損害、風評被害など継続的に発生しうる損害
についての終期の判断
風評被害の終期については、未だ事故が収束しておらず、取引動向等も一部を除き以前の水準まで回復していないこと、今後多数の品目の収穫等を控えていること等から、現段階で見通すことは困難。
- 3 戸別所得補償制度をはじめとする各種価格・所得安定制度と賠償との関係
 - (1) 戸別所得補償制度をはじめとする各種支援制度の調査・整理
 - (2) 森林整備等における直接支払制度等の位置付けの調査・整理
- 4 東日本大震災による影響を考慮した損害額の算定方法
- 5 合理的な損害の証明方法や損害額の算定方法等（風評被害・営業損害等）
 - (1) 政府等による出荷制限指示等に係る損害額の算定方法等
 - (2) 政府による避難等指示に係る損害額の算定方法等
 - (3) 政府等による作付制限指示等に係る損害額の算定方法等
 - (4) いわゆる風評被害に係る損害の算定方法等

【食品産業（食品産業関係）】

I 政府指示等の対象地域に係る損害関係

1. 出荷制限指示等の対象品目を仕入れていた場合の販売等の断念による営業損害
食品産業の事業者においても、当該品目の販売等を断念したことに伴い、減収のみならず、当該品目の廃棄費用等の追加的費用が発生。また、県等の農林漁業者等への要請を踏まえ、食品製造業者等の判断で、対象品目を使用して製造した食品の出荷自粛・廃棄等が行われている
2. 出荷制限指示等の対象品目を原材料とする食品の販売等の断念による営業

損害

出荷制限指示等の対象品目やこれを原材料とする食品を既に仕入れていた食品産業の事業者において、その製造・販売等の断念を余儀なくされたことによる減収及び廃棄費用等の追加的費用が発生。

3. 水道水の摂取制限の期間中の製造休止等による営業損害

原料として乳児に対する摂取制限の対象となった水を使用する食品製造業において、当該摂取制限の期間中食品の製造休止を余儀なくされたことによる減収及び追加的費用が発生。

II 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. いわゆる風評被害

A 食品製造業者の主たる事務所又は製造工場の所在地に由来する損害

本件事故の発生前に製造された在庫品を含めた食品について、取引停止、キャンセル、損害を懸念した操業の断念等による減収、廃棄費用等の追加的費用、検査要求等による検査費用等の損害発生が、食品製造業者の主たる事務所又は製造工場が事故発生県に所在する場合などにおいて確認された。

B 原材料の農林水産物に由来する損害

本件事故以降、本件事故の発生前に産出された農林水産物を使用して製造された食品を含めた食品について、取引停止、キャンセル、損害を懸念した操業の断念等による減収、廃棄費用等の追加的費用、検査要求等による検査費用等の損害発生が、

- ① 本件事故発生県において産出された農林水産物を主な原材料として製造された食品である場合
- ② 茨城県及び千葉県において産出された水産物を主な原材料として両県において製造された食品である場合
- ③ 茨城県において産出された野菜を主な原材料として製造された食品である場合
- ④ 出荷制限指示等が行われた区域又は工場をその区域に含む県において産出された茶を主な原材料として当該県において製造された食品である場合

などにおいて確認された。

C 生鮮食品に係る損害

本件事故以降、本件事故の発生前に産出された生鮮食品を含めて、出荷制限指示等があった区域を含む県及び埼玉県において産出された生鮮食品に係る販売不振、価格低下等による減収若しくは廃棄費用等の追加的費用又は検査要求等による検査費用の損害発生が、卸売市場の食品卸売業者、食品卸売・仲卸業者及び食品小売業者において確認された。

D 水道水の摂取制限に由来する水の検査費用

水道水について乳児に対する摂取制限の指標値を超える放射性物質が検出された地域をその区域とする都県及び出荷制限指示等があった区域を含む県に立地する食品製造業において、取引先からの要求等による検査費用

が発生。

E その他

- ① 観光に係る損害
- ② 海外工場に係る損害

2. 販売先や顧客が避難等の対象区域に存在することによる損害

本件事故発生県の食品産業の事業者において、販売先や顧客が避難したことに伴う減収等の発生が確認された。

3. その他の損害

- ① 仕入先が避難等の対象区域に存在することによる損害
- ② 出荷制限指示等の対象品目等の仕入れが不能になったことによる損害
- ③ 外国船舶の抜港に係る損害

4. 今後懸念される事項

- ・ 避難等区域内にある食品製造用機械等の避難指示解除後の風評被害
- ・ 追加的に出荷制限指示等が発せられる場合

【食品産業（農林水産物・食品の輸出関係）】

A 輸入規制の実態とそれによる損害

1. 外国政府による輸入規制の調査

- (1) 輸入規制の導入
- (2) 放射汚染物質の規制値
各国の規制値は、国際基準又は我が国の規制値に整合しているものが多い。
- (3) 輸入規制措置の態様
 - (i) 主要な措置の内容
 - (ii) 各国の措置
 - (iii) 輸入規制の対象地域
 - (iv) 輸入規制の対象品目
 - (v) 輸入規制の概観

2. 輸入規制による損害

各国が輸入規制を実施した直接の結果として、廃棄・転売による損害、検査による損害などが輸出関連業者（商社、製造業者、農林漁業者等）に発生。輸入停止は出荷制限の対象の6県に集中し、放射能検査は食品・茶の放射能検査が要請された14都県に集中。また、産地証明、検査強化による損害は、全国において発生し得る。

3. 損害の時間的な範囲

輸入規制による損害（特に廃棄・転売）は、その態様により差はあるが、時間的には事故発生直後又は規制導入直後に集中。

- (1) 輸入停止による廃棄・転売については、規制導入時に既に出港していた又は既に製造していたものに限定して発生する損害と見なせる。
- (2) 事故発生直後は輸出先で規制値を超え不合格とされる事例が発見されたが、その後は規制値超えを示す情報はない。

(3) 放射能検査の要求は縮減の動きは緩やかだが、カナダで規制解除されるほか、規制の対象地域を縮減する動きも各国で広がり始めている。

B 輸入規制以外の理由による損害

1 いわゆる風評被害による損害

輸入規制による損害に加えて、取引先業者、海外の消費者の日本産食品への忌避感、放射能汚染への警戒感から以下の損害が発生。

(1) 日本産食品に対する忌避感の高まり（世界各国、特にアジア諸国）

(2) 風評被害による廃棄・転売

① 西日本を含む日本全国の食品について、特にアジアの近隣国から、取引拒否・取引減少

② 出荷制限地域（5県）の周辺地域からの生鮮品を中心に、取引拒否、キャンセルがアジア諸国から出されている

③ 出荷制限地域（5県）内からの加工食品に対して、取引拒否、キャンセルが世界各国から出されている

(3) 安全性を示すための検査

(4) 輸出機会損失等

C 共通項目等

1. 原発事故以降の日本産農林水産物・食品の輸出実績の推移

(1) 原発事故以降の輸出動向

(i) 輸出全般

(ii) 国別の状況

(iii) 品目別の状況

(2) 輸出減少の要因分析

(i) 輸入停止などの影響

(ii) 放射能検査の影響

(iii) 産地証明、検査強化

(iv) 輸入規制以外の事情（風評被害等）

(v) その他

2. 輸出機会損失等

(1) 製造施設の活動休止による損害

(2) 活動内容の変更に伴う損害

3 合理的な損害の証明方法や損害額の算定方法

(1) 廃棄・転売の損害額の算定

(2) 検査費用の額

(3) 輸出機会損失等の損害額

＜第2分冊＞

【建設業】

建設業の特性

- ・ 単品受注生産、屋外生産、移動生産
- ・ 本社・作業場・営業所から離れた個々の建設工事現場で業務が行われる
- ・ 業務の開始から終了まで比較的長期間を要する
- ・ 工事代金の支払いが原則として引渡と同時
- ・ 建設途上の状態ではそれ自体の価値が極めて低い
- ・ 技術資格者等に係る固定費が事業の存続のために必要不可欠
- ・ 公共発注の要件等として資格者(建築士、建築設備士等)の配置義務がある 等

I. 政府による避難等の対象区域に係る損害関係

(営業損害関係)

1. 原発事故に起因する逸失利益について

- (1) 警戒区域内が立入禁止となったための業務の喪失
- (2) 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内の業務の減少
(子育て世帯の転出により、新築住宅の需要が殆どなくなった)
- (3) 原発事故発生時に契約済みなし着工済みの案件の解約等
(建設業者にとっては工事代金の立替えをしている状態が継続)
- (4) 区域内の資機材、設計図書等を使用できないことによる受注機会の喪失

2. 原発事故に起因する追加的費用について

- (1) 従業員の退職を回避し継続雇用するための追加的費用
- (2) 営業に要する交通費等の追加的負担
- (3) 事業継続のための事業拠点の移転や備品やソフトウェア等の購入
- (4) 警戒区域内から区域外への機材の搬出及び除染の費用負担
- (5) 工事の延期に伴う追加的費用の発生(現場事務所、電気設備、機材等のリース料金や、建築中の建物のための火災保険料等)
- (6) 避難区域等における下請企業作業の忌避(元請建設企業が工事金額を上積みして協力会社を探している)

3. 「事故がなければ得られたであろう売上高」と復旧・復興関連業務について

本来であれば震災を受けた公共土木施設、建築物等の修理など復旧工事や、今後予定されている復興のための社会資本整備に係る業務の需要が見込まれた。(地震及び津波による被災のあった近隣県における工事請負金額等を参考算定できる。)

4. 移転に関する追加的費用・不利益等(営業地域変更の困難性)

営業地域を変更して従前の業務量を確保することはほとんど不可能。

5. 従業員の退職による不利益について

技術者や技能者が退職した企業にあっては、配置技術者や資格者の不足により受注機会が喪失・減少

(財物価値の喪失・減少関係)

6. 警戒区域内に存置せざるを得なかった重機や資材等について

警戒区域内に重機等の機材を存置せざるを得なくなり、潮風による塩害で相当のダメージを受けている可能性がある。

7. 建築中の住宅など財物価値の低いものについて

立入禁止により工事が中断し、事故がなければ得られるはずだった売上高が見込めない。

8. 減価償却により簿価が低くなっている特殊な重機等の「時価」について

減価償却により簿価が極めて低くなったものは公共用地補償基準における営業用固定資産の売却損の補償の考え方が参考になる。

9. リース機材について

ユーザー（賃借人）がリース会社に対して損害賠償金等を支払った場合には、ユーザーが原子力損害として求償することが考えられる。

(廃業関係)

10. 廃業・転業に伴う補償について

営業補償の期間について公共用地補償基準の条項を参考とすることは必ずしも適当ではない。

11. 廃業・転業に伴い不要となる機械や資材等について

公共用地補償基準における営業廃止の補償の考え方が参考になる。

12. 廃業・転業に伴い必要となる弁護士及び登記の費用について

公共用地補償基準においては、「…契約を解除せざるを得ない場合に生ずる違約金、社債の繰上償還に伴う費用、清算法人に要する費用等があり、企業の実情に即して補償することとなる」とされている。

13. 警戒区域での作業に要する費用について

安全対策が各社の判断に委ねられ、発注者（地元地方公共団体）から線量計や放射能汚染防護服などの支給等がない（ヒアリング結果）

(生命・身体的損害関係)

1. 原子力発電所作業員が被った放射線被曝に係る被害について

東京電力施設関連工事に従事する社員や作業員の被曝の可能性について懸念がある（アンケート調査結果）

II. 政府指示等の対象区域外に係る損害関係

営業所が政府指示等の対象区域外にあっても、建設業の特性上、取引先や建設現場が区域内にある場合には、被害は対象区域内と同様。

対象地域に隣接する市域で育成している造園用樹木の販売が見込めないが、建設業における風評被害一般については、現時点においては定量的な統計データは出揃っておらず、今後一定程度の期間にわたって分析する必要がある。また、警戒区域に存置せざるを得なかった建築資材について

は、発注者への配慮から廃棄せざるを得ない。

Ⅲ. 共通項目等

1. 将来の売上高のために継続的に負担せざるを得ない売上原価

完成工事原価における固定費や建築士事務所に所属する技術者等の人件費について補償すべきとの意見があった。なお、補償対象とされる逸失売上から当該売上に係る材料費、外注費、労務外注費等外部支出した労務費及び同じく外部支出した経費の合計額（外部流出変動原価）を控除した残額、すなわち、管理会計の概念であるいわゆる貢献利益を以て、建設業における逸失利益とみなすのが適切ではないか。

2. 営業損害の終期について

本店等に移転して従前の水準まで受注額を引き上げるためには、相当の期間を要する。建設業における営業損害の終期については、建設業の特性を踏まえ、実情についても配慮することが考えられる。

【不動産業】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

(営業損害関係)

1. 原発事故に起因する逸失利益について（避難指示による不動産市場への影響）

- (1) 警戒区域等の制限区域内における不動産取引の途絶による販売収入、賃料収入、仲介報酬収入等の途絶
- (2) 原発事故発生時に契約済み取引の解約等による代金の支払や損害額についての紛争

2. 原発事故に起因する追加的負担について

- (1) 警戒区域等から区域外への移動、転居費用
- (2) 賃貸住宅を管理するための費用（物件の点検、巡回、入居者の安否確認等）
- (3) 金融機関の融資条件の変更による金利負担や追加担保提供等
- (4) 休業している従業員への給与等の費用

3. 財物価値の喪失・減少関係

- (1) 入居者が避難した賃貸住宅の財産評価（放射線量の測定結果、原発事故前の家賃水準や入居率、建築費等を勘案して、財物価値の評価を行うことが必要）
- (2) 建築途中で契約解除された物件（一般住宅、賃貸住宅）の扱い（注文者が契約解除し、放置されている事例等について、適切な評価が必要）
- (3) 保有不動産の価値の下落（現段階での評価額算定は極めて困難であり、今後、適切な損害額を算定するための方法を検討）
- (4) 運転資金の枯渇による連鎖倒産（取引先不動産業者の経営状況を懸念する金融機関による融資抑制等による）

4. 廃業の場合の資産評価

制限区域内の事業者が廃業を選択せざるを得なくなる場合、保有不動産の放射能汚染による評価減額の算定など、適切な措置が必要。

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 対象地域外の不動産事業者に対する逸失利益について(不動産取引への影響)

取扱い不動産が避難等対象区域内にある場合には、宅地造成事業・住宅販売の中止、不動産取引のキャンセルなど販売収入や売買仲介手数料の損失が発生。

2. 対象地域外の不動産事業者に生じた追加的負担について

取扱い不動産が避難等対象区域内にある場合には、移動・移転費用、賃貸住宅の管理費用、検査費用等の追加的費用が生じている。

3. 対象区域外におけるいわゆる風評被害の実態(現時点で、捕捉されている被害)

- (1) 福島県内では、多くの住民が健康の不安を抱えたままの状態であり、高額である住宅や不動産の取引を平常どおりに行える状況にはなっていない。
- (2) 他の被災地は震災以降回復しているが、原発周辺地域は不動産取引件数は大幅に減少したまま。一方、賃貸住宅市場は、物件が足りない状況。
- (3) 放射線量を理由とした契約の解除等(77社中)
 - ・契約前キャンセル(29社: 売買媒介34件、分譲販売10件、賃貸媒介121件)
 - ・契約解除(28社: 売買媒介16件、分譲販売18件、賃貸媒介95件)
- (4) 当初予定価格よりも減額して行った契約
- (5) 金融機関の融資条件の変更による影響
- (6) 管理物件、売却用物件の検査費用、計測費用

⑦自主避難者の未収賃料(自主避難した賃借人が、家賃を未払い)

4. 今後明らかになる被害(現時点では、捕捉されていない被害)

不動産の価値下落、除染費用、人口減に伴う市場の縮小等

III 共通項目等

1. 政府指示等が解除された後に発生する損害、損害の終期について

指定解除後も、相当の長期間にわたって損害が発生するものと考えられる。

2. 損害額の算定方法

取引が行われていない場合の不動産の評価について、適切な評価の方法を検討する必要がある。

【製造業】(損害事例をアンケート調査)

製造業分野の特徴

1. 工業製品に関する風評被害(食品添加物や香料等、体内に取り込まれる化学製品、衣料品等や梱包材等、人や製品に直接接触して使用されるもの等)
2. 工業製品等の放射線検査にかかる費用(自主検査、取引先からの検査要求、非汚染証明(輸出品))

3. 避難等の対象区域内の企業の操業停止に伴う損害（サプライチェーン上代替のきかない製品、区域外の自社工場への生産移転等）

4. 事業継続に要する追加費用等（商圈の消滅、製品出荷停止、物流の滞り、従業員への放射線防護対策、除染費用等）

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 工業製品に関するいわゆる風評被害について

- (1) 政府による避難等区域内の企業に関し、繊維、食品添加物や化学品等、砂利・砕石などの取引停止、運送サービス停止等による損害
- (2) 放射能非汚染証明書を要求され、製品の検査や廃棄による損害

2. 政府の避難等の指示にかかる間接損害について

政府指示の避難等による近隣顧客の減少に伴う商圈の消滅等による損害

3. 政府の避難等の指示にかかる損害の追加的費用について

- (1) 従業員の転勤等に係る損害（住居確保、避難支援等）
- (2) 他社への生産委託に係る損害（製造不能による同業他社等への委託）
- (3) 避難区域内の設備の使用不能による損害（代替設備の準備等）
- (4) 避難区域内の除染に伴う損害（設備設置費用等）
- (5) 事業活動ができない事業所に係る税金負担（固定資産税、事業税等）
- (6) 避難勧告解除後の事業所の復旧費用（今後発生）

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 工業製品に関するいわゆる風評被害について

- (1) 福島県内からの出荷製品における事例多数（発注・取引停止、売上げ減、輸送経路変更、風評被害防止対策等）、東日本各都県におけるセメント業（下水汚泥等を原料の一部に利用）の製品出荷停止、受取拒否等
- (2) 海外向け輸出製品（化学産業分野等）において、場所に関わらず日本全体で受け取りを拒否、放射能非汚染証明の提出など

2. 政府の避難等の指示にかかる間接損害について

従業員避難等による工場への操業影響について

III. 共通項目等（地域に関係なく共通的に損害が発生している事例）

1. 放射線検査費用について

- (1) 製品に対する放射線検査（計測機器購入費用、専門機関からの測定指導、指定業者等への測定委託費用、証明書発行費用等）
 - (i) 過去に暫定基準値を超える放射性物質が検出された原料に対する検査
 - (ii) 体内に取り込まれる製品、直接人体に触れる製品等に対する自主検査
 - (iii) 国内取引先からの要請に基づく検査
 - (iv) 海外政府および海外取引先からの要請に基づく検査
 - (v) 風評被害回避のための自発的な検査

※輸出品に関する放射線検査費用については、政府が「貿易円滑化事業補助金」を設け、一部補助を行っている。

- (2) 製品以外に対する放射線検査（原材料、製造工場、産業廃棄物等）

2. サプライチェーンにおける間接損害について

- (1) 避難区域内に立地している製品供給元企業の操業停止に伴う間接損害
 - (i) 代替不能等による生産停止
 - (ii) 代替生産等を行った場合に、追加費用が発生
- (2) 避難区域内に立地している製品供給先企業の操業停止に伴う間接損害

3. その他

- (1) 放射性物質の除染及び廃棄物等の保管・廃棄費用
- (2) 防護服・放射線検査機器の購入
- (3) 顧客対応に係る損害（問い合わせ、証明要求等に要する労務費）
- (4) 農水産物の出荷停止等に伴う損害（包装材料の出荷停止等）
- (5) 外国人労働者等の帰国による損害（プロジェクト遅延、場の稼働停止等）
- (6) 放射性物質の製品混入による営業損害（セメント業等）

※業種別報告書（化学産業、繊維業、紙・パルプ、鉄スクラップ加工処理・販売、非鉄金属、セメント業、砂利・採石業等、ガラス業、住宅産業、建材業、素形材、自動車、産業機械、エレクトロニクス、医療機器、造船業、造船関連産業、航空宇宙産業、日用品産業、化粧品・歯磨・食品製造業、香料製造業、医薬品製造業）

【上水道】

I. 水道水における放射性物質対策の実施状況

1. 原子力発電所事故に伴う厚生労働省の対応
2. 水道水の摂取制限に関する厚生労働省通知
3. 降雨後の表流水取水の抑制・停止等の対応について
4. 水道水の摂取制限の実施状況（3/21～5/10）
一般摂取制限：1事業（51日間）、乳児摂取制限：20事業（1～9日間）
5. 今後のモニタリング方針等に関する厚生労働省通知（4/4）
6. 水道水中の放射性物質検査の結果
7. 浄水発生土の取り扱いに関する厚生労働省通知
8. 水道水中の放射性物質の低減方策に関する厚生労働省連絡（6/21）

II. 水道事業に対するアンケート調査

計 315 事業における放射性物質対応に関するアンケート調査を実施

III. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 避難等の対象地域の水道事業

12 市町村の上水道 8 事業、簡易水道 13 事業、専用水道 18 箇所により、16.3 万人に給水

2. 水道事業が実施できないことによる損害

水道事業停止や給水人口減少による料金収入の減少（維持管理費等が必要）

3. 水道事業を再開するにあたっての所要作業・費用の算定方法

水源、浄水場といった個別施設及び水施設の状態確認・点検、施設の洗浄、給水装置の取り扱いに関する注意や需要者への広報等が必要である。

IV. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 水道水中の放射性物質の測定

1都10県（モニタリング地域）は国の指導により測定、それ以外の地域でも測定が行われている。

2. 水道水中の放射性物質除去等の対応による損害

活性炭処理の導入もしくは活性炭の増量、水道施設への覆蓋やシートの設置、降雨後の表流水の取水停止、作業員の放射線防護対策等（モニタリング地域のほか、モニタリング地域外でも行われている）

3. 水道水の摂取制限の実施による損害

予備水源である地下水使用の準備、ボトル水の備蓄といった摂取制限に備えた対策を行った水道事業者がある。

V. 共通項目等

1. 水道事業者が第三者に損害等を請求する事例

第三者（ビル建設業者など）が管路等の水道施設を損壊した場合

2. 浄水発生土の取扱いについて

3. 厚生労働省が通知した以外の地域における水道事業者の対応について

4. 工業用水道事業について

【下水道】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

住民の避難等によって下水道サービスは停止又は縮小を余儀なくされ、それに伴って、下水道使用料収入は減少し、下水道事業の経費も減少するとともに、下水道サービスの再開にあたって施設の除染等の費用が発生する。

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

営業損害関係

下水汚泥等に放射性物質が含まれることで、(a)汚泥等の放射能濃度の分析、(b)汚泥等処理方法の変更、(c)汚泥等の処分・有効利用の方法の変更、(d)汚泥等の仮置き・保管、(e)電離則に基づく労働者の被ばく管理、の各項目に係る費用の増加が生じる。

これらの措置は、基本的に5月12日に発表された原子力対策本部「放射性物資が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」に即したものとなっている。

III. 共通項目等

損益相殺の可否

社会資本整備交付金など国等からの財政措置が行われた場合は、これを損益相殺することができると考えられる。

【情報通信】

第1 電気通信関係

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

(事業者関係)

調査企業68社のうち8社からの回答結果

1. 生命・身体的損害

避難期間中に作業を行った社員等の検査費用、社員の避難支援等。

2. 精神的損害

認められない。

3. 営業損害等

固定網による電気通信サービス、移動体網による電気通信サービス、相互接続に係わるもの等営業に係る被害が認められた。地震被害と避難等による損害については、対象期間分の減価償却費を避難等による損害とし、避難解除後の損傷設備の復旧に係る費用は地震によるものとみなすことができる。

(利用者関係)

4. 財物・価値の喪失又は減少等

避難者の携帯電話利用の支払額が増加傾向。

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

調査企業68社のうち3社からの回答結果

該当地域からの避難者に対する各種支援措置に関する被害が認められた。

(無料公衆電話設置、移動電源車、衛星携帯搭載車両貸出等)

III. 共通項目等

1. 政府指示等が解除された後に発生する損害

設備確認及び復旧を行う必要がある

2. 営業損害など継続的に発生し得る損害についての終期の判断

政府等指示が解除された後に設備確認及び復旧が完了するまで

第2 民間放送関係

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

中継局設備等の除染、放射能防護服、線量計等の購入等にかかる支出。

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 営業損害(放送事業収入の減少(CM収入、番組制作収入等))

(1) 警戒区域等に立地する企業、自治体等からのCM出稿の取り止め・削減

(2) 警戒区域等以外の地域に立地する企業、自治体等からのCM出稿の取り止

- め・削減（旅館・ホテル等の観光業界、農産物生産組合等）
 - (3) 地震・津波に起因する損害と原発事故に起因する損害との区別の方法
 - (4) 民放各社の中間決算、年度末決算が発表される段階で、損害額を算定することが合理的。
2. 営業損害（その他事業収入(ビデオ・出版、催物開催、不動産賃貸等)）
 避難場所になっているなどの理由で、多くのイベントが中止

Ⅲ. 共通項目等

1. 合理的な損害の証明方法や損害額の算定方法等

「民間放送勘定科目基準」を参照可能

第3 郵政関係

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

- 警戒区域内(郵便事業(株)の1支店及び郵便局(株)の14局及び4簡易郵便局)
- 計画的避難区域内(郵便局(株)の6局及び3簡易郵便局)
- 緊急時避難準備区域内(郵便事業(株)の1支店及び郵便局(株)の13局及び2簡易郵便局)
- 周辺に「かんぽの宿いわき」及び「かんぽの宿郡山」が存在。
 避難等対象地域をサービスエリアに含む信書便事業者は10社

1. 生命・身体的損害（精神的被害を含む）

対象区域内で作業を行った社員を中心に、任意の健康診断等を実施

2. 営業損害

郵便サービスは、基本的には郵便事業(株)が独占的に行っていることなどから、営業損害の考え方は、他の民間企業と同列に扱うことは出来ないのではない部分がある。それ以外は、金融サービスや荷物運送サービス等、他の業界における営業損失等の考え方の整理と整合性を図ることが必要。

- (1) 郵便事業(株)の損害額算定方法
- (2) 郵便局(株)の損害額算定方法
- (3) 共通事項 [追加的費用]
 - ・本社や他支社管内からの応援に係る追加的経費
 - ・放射線線量計購入経費
 - ・休止していた郵便局等の再開に伴い発生した諸費用

3. 財物価値の喪失または減少等

個々の財物価値の喪失等に係る考え方

運輸・物流分野（陸運（整備）関係）における専門委員調査報告書

- (1) 郵便事業(株)
 - ①指定された12都県から差出す国際郵便の差出物数減に係る逸失利益
 - ②放射能汚染による輸出市場の縮小（風評被害を含む）による国際物流子会社の収益悪化
 - ③避難等対象地域の郵便業務の一部を地域外の支店（郡山）で代替するための区分機改修費用

- ④国際郵便物の返送、検査（※風評被害を含む）
- (2) かんぽの宿
- ①本件事故発生近隣のかんぽの宿における宿泊利用及び日帰り利用のキャンセル及び営業停止による収入減に伴う逸失利益分
 - ②その他の地域の風評被害

【運輸・物流（陸運（旅客輸送）関係）】

1. バス・タクシー事業の特徴

- ・ 民営の乗合バス事業者の91.6%、法人タクシー事業者の98.9%が資本金1億円以下の中小企業。貸切バスは、車両規模10両以下の事業者が72%。
- ・ 旅客自動車運送事業は地域密着型の事業であり、規制上も他の地域に移転して営業を行うことは実態上、極めて困難。
- ・ 消費者保護等の観点から運賃・料金規制が存在しており、損害を運賃・料金の値上げにより回収することは極めて困難。
- ・ 交通サービスは一般的に「派生需要」であり、本源的需要（通勤、通学、通院、買い物、出張、観光など）の動向によって、その需要量が変わることから、考察に際しては、本源的需要の変化とその原因についても考察することが必要。
- ・ 旅客自動車運送事業は、鉄道事業、旅客定期航路事業、航空運送事業等の大量輸送機関による輸送を補完する二次交通機関となっている場合も多く、大量輸送機関の需要の変化が、需要に直接的に影響する。

2. 実施したアンケート調査等の概要

国土省地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局を通じたアンケート調査等を実施。

3. 政府による避難等の指示に係る損害

(避難区域等の区域内に係る損害)

営業不能、大幅な迂回経路の設定、住民避難による輸送需要の大幅減少等による減収、避難区域内の車両や営業施設・設備・機器が使用不能となっていることに伴う損害、従業員の雇い止め等の雇用整理に係る損害などが発生。

関連する書類やデータが避難区域の営業所内から持ち出せていない場合などもあり、旅客自動車運送事業者による損害の立証に当たっては一定の配慮が必要。

(避難区域等の区域外に係る損害)

周辺区域においても、自主避難による人口減少やスポーツ大会などの屋外イベントの中止により輸送需要が低迷。

4. いわゆる風評被害

【貸切バス】

貸切バス業界は、観光業界の主要な構成要素であり、観光業界において風評

被害が生じている原因と同様の原因により風評被害が生じていることから、貸切バス事業の損害等について検討する場合には、観光業界における状況についても勘案する必要がある。

また、風評被害を払拭するために事業者が独自に行う検査等の損害が福島県を中心に発生していると考えられる。

【空港アクセスバス】

外国人出入国者数、ビジネス客等が減少した場合、空港アクセスバスの利用者数も連動して減少するものと考えられる。

【高速バス・一般路線バス】

外国人出入国者数が減少した場合、通常、高速バス・一般路線バスの利用者数も減少すると考えられるが、震災発生後から4月頃にかけては東北新幹線等の運休と高速バスの増便による特需により運送収入が増加した事業者もあることから、長期のデータの分析や事業者毎のデータの分析が必要。

【タクシー】

外国人出入国者等が減少した場合、通常、タクシーの利用者数も減少すると考えられるが、震災発生後から6月頃にかけて、新幹線の運休に伴う特需や保険会社の現地調査のための特需、ボランティア送迎による特需により運送収入が増加していた地域もあることから、さらに長期のデータの分析や事業者毎のデータの分析が必要。

5. 検査費用

警戒区域内等から持ち出した車両等の検査のための検査機器を購入等の事例あり。

6. 従業員損害

タクシーの乗務員については、通常、歩合給が採用されているほか、乗合バスや貸切バスの運転手の場合も、運転した距離に応じて「キロ手当」等の実績に応じた手当が存在しており、これらの従業員の給与の減少、解雇された従業員の損害について取扱いを検討する必要がある。

7. 行政から乗合バス事業者等への補助金・委託費への影響

乗合バスの赤字の運行系統については、国・都道府県・市区町村等からの補助金の交付を受けて運行が確保・維持されている場合があり、また、自治体が運行主体となるコミュニティバス等に対しては、委託費が支払われている場合がある。原発事故の影響により、補助金の支給要件を満たさなくなった場合、また、委託費の増額が認められない契約において運送収入が見込額より減少した場合には、事業者に損害が発生するおそれ。

8. バス事業者・タクシー事業者の意見

例えば、福島県から離れた地域の貸切バスのキャンセルや修学旅行等の行先変更、外国人観光客の激減等による損害が発生しているといった意見等が寄せ

られた。

9. 損害額の算定方法及び根拠資料

- ・ 損害額の算定方法については、過年度の実績値等を基礎として逸失利益を算定することが考えられる。
- ・ 損害と原発事故の相当因果関係や寄与度の立証については、個別の立証が困難な場合は、各事業者の主張する寄与度と福島原子力発電所からの距離帯に応じた各事業者の主張する寄与度の全国的な傾向値とを比較し、いずれか低い方の率を用いることが考えられる。
- ・ 地震・津波特需や原発事故関連輸送特需による収入を損害額と相殺することは妥当ではないと考えられる。（このような特需による利益を損害額と相殺することとした場合、特需に応じなくても損害賠償が得られることとなり、事業者として特需に応える意味がなくなってしまい不合理な結果となる。）
- ・ 旅客自動車運送事業者は、道路運送法に基づき、営業実績や輸送実績を法定の様式や基準に基づき継続的に作成しており、損害額の算定の根拠資料への活用が考えられる。
- ・ バス・タクシー事業者の大部分が中小企業であることから、損害賠償の円滑化・適正化のためには、関係する業界団体などにおける補充的な調査・分析の実施等とともに、速やかな支払いが行われるための仕組みの構築など一定の配慮が必要。

【運輸・物流（陸運（トラック輸送）関係）】

トラック輸送産業が置かれている環境

- ・ 中小・零細規模の事業者割合が極めて高く、地場の生産者やメーカー、流通業者などとの取引を中心としており、地域経済と密接に結びついている。
- ・ 過当競争の激化とこれに伴う運賃・料金下落等により、荷主との関係で基本的に弱い立場に置かれている。
- ・ 貨物の品目に特化した車型・車種、装備を求められるなど汎用性が低い車両がある。

I. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 取引先荷主及び出入荷先の問題による間接被害

- (1) 発荷主や着荷主が避難したため輸送量が減少し、収入減となった被害。
- (2) 荷主企業や配送先が避難したため輸送量が減少し、収入減となった被害。
- (3) 農林水産物の出荷停止指示のため輸送量が減少し収入減となった被害。
- (4) 農産物の作付け中止のため肥料や農薬など生産資材の輸送がなくなったことによる被害。

2. いわゆる風評被害

- (1) 発荷主が風評被害により出荷を制限したことによる被害
- (2) 貨物の発地が福島であることだけで受け取りを拒否されたことでの被害。

- (3) 福島（近県）ナンバーによる車両利用拒否や他県ナンバー車両への積み替え指示での被害。
- (4) 放射線量の計測を求められることによる被害。
- (5) 除染のための作業、除染機器の購入費等による被害

3. 警戒区域及び計画的避難区域を迂回することによるコスト増の被害

警戒区域、計画的避難区域の迂回によって生じた高速道路料金や燃料費等輸送コストの増加による被害

4. まとめ

ー収入の減少に影響する事象の類型ー

- ① 荷主企業及び配送先が警戒区域、計画避難区域にあることでの被害
- ② 荷主企業及び配送先が自主避難したことによる被害
- ③ 農林水産物の出荷が停止となったための被害
- ④ 農産品の作付け中止による被害
- ⑤ 風評被害による被害

ー経費の増加につながる事象の類型ー

- ① 風評被害による被害
 - ・貨物の受け取り拒否
 - ・放射線量の検査の実施
 - ・除染の実施
- ② 迂回による被害
 - ・高速代の増加
 - ・燃料等輸送コスト
 - ・走行距離の増加（＝ハンドル時間の長時間化）による人件費増
 - ・整備工場、SS等の調達先が遠隔地に移転したことによるコスト増

【運輸・物流（陸運（整備）関係）】

1. 住民の避難（自主避難を含む）により、点検、整備に入庫する車両数が減少した。
2. 入庫台数等の変化は、避難地区に近いほど大きい。
3. 長年自動車ユーザーと整備工場との間で培ってきた信頼関係が強く、ユーザー数の減少を他の方法によって穴埋めすることは難しい。
4. 点検整備以外にも事業の内容が多種にわたっている。ユーザー避難や、使用している車両の休車により、整備事業者の売上げ減少が生じている。
5. 風評被害を含む損害賠償は、①顧客管理リストを活用した入庫台数の変化、②部品の入手困難による経費の増加や従業員にかかる経費の増加及び③その他特殊事例で検討できると思われる。

【運輸・物流（物流（利用運送）関係）】

利用運送による国際フォワーディング業務とは

「利用運送による国際フォワーディング事業」が調査対象。荷主から運送依頼を受けた貨物を、他の運送事業者が実施する船舶・鉄道・航空機等を利用して国際輸送を行い、それにトラック等による集荷・配送業務を組み合わせドアトゥードアで荷主から荷受け人まで国際複合一貫輸送を行う運送事業

政府による避難等の対象地域及び対象地域外に係る損害関係

事業者のヒアリング調査においては報告事例がなかった。

その他損害等

車両・コンテナ等の輸送用具・機器が放射能汚染された場合に必要となる積み替え又は除洗作業及びそのための運送等にかかる費用が利用運送事業者の負担となるケースがみられる。

現在、横浜港などにおいて、輸出コンテナの検査体制が整備されつつあるが、どの様な費用が発生し、どの様な費用が各関係者の負担となるかが不明であるため、今後、利用運送事業者に対しても検査関連費用が発生する可能性がある。なお、検査費用等の負担について、各関係者間で調整中とのことである。

【運輸・物流（物流（倉庫）関係）】

倉庫業界における現状

1. 倉庫事業は、その地域の農産物や製品原材料や出来上がった製品を預かり保管しており、その地に根づく地場産業。
2. 農産物を取り扱う倉庫事業者は、地元の中小倉庫事業者が多く、福島県産農産物の生産動向等は地元倉庫会社の存亡にかかわる問題。
3. 今回の事故のように急激に経営環境が変化し特定荷主の操業等が止まった場合、代替貨物により収益を確保することは非常に困難。
4. 倉庫を利用している荷主の一部は、すでに県外に貨物を移動しており、代替貨物を見つけることは非常に難しく、厳しい状況である。

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

避難区域内で営業していた倉庫が、避難の実施によって業務を実施できなくなった（廃業を含む）

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

避難区域等で生産停止・営業停止となった生産者等が主な取引先であった場合の当該区域外の倉庫事業者の収益の減少。

- ・ 4月中入庫高は前年比▲8,305トン（14.2%減）、4月中出庫高は▲12,934トン（19.9%減）

Ⅲ. 共通項目等

寄託貨物・トラック・コンテナ等が放射能汚染されていないかどうか検査するための装置・機器等の経費

- ①ガイガーカウンターの購入
- ②検査機関での検査

【運輸・物流（海事（内航海運・フェリー・旅客船）関係）】

I. 政府による航行危険区域設定に係る損害関係

1. 航行危険区域設定に伴う損害の算定方法等

(ア) 福島第一原子力発電所事故に関連する避難指示等について

(イ) 海上運送事業者の迂回状況等

平均的な離岸距離、：福島原発から 66.7 キロ（被災前： 25.6 キロ）

平均的な 1 航海当たりの追加航海距離：46.5 キロ

平均的な燃料価格（1kl あたり）：（A 重油）79,000 円、（C 重油）65,500 円

平均的な 1 航海当たりの追加費用：（燃料費）32.3 万円

(ウ) 海上運送事業の特性

結果として、被爆を避けるために十分な距離を迂回した。

(エ) その他

迂回による費用は燃料費だけでなく、用船料等も追加で必要となる場合がある。また、航海時間の追加に伴い荷役時間が短縮することにより積み残しが発生し、営業損害が発生している場合もある。

Ⅱ. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. いわゆる風評被害

地域による明確な原子力損害の線引きが難しい一方で、外国人観光客については全国的に明らかに大きな減少が見られており、日本人観光客とは別の取扱いをし、基本的に原発損害と認めるべきとの意見や、予約のキャンセル理由などによって、原子力損害と明確に切り分けられる場合は風評被害による損害と認めるべき等の意見が寄せられている。

（旅客全体について、主に東日本において大幅な減少が見られる。特に、関東地方については、時間経過に伴って旅客数も徐々に回復が見られるものの、未だ前年比 6 割程度の旅客数となっている。東北地方についてははっきりとした回復の兆しがあるとまではいえない状況であり、旅客数も前年比 3 割以下に止まっている。また、北海道においては時間経過とともに数値が悪化している。）

2. 検査費用（物）

○航行危険区域の周辺海域を定期的に航行する事業者は、船舶及び船員の被曝状況を確認するため、自主的に調査を行っている。（平均的な 1 事業者当たりの検査に要した費用：58.7 万円）

【運輸・物流（海運・港湾（外航海運・港湾）関係）】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 政府による航行危険区域設定に係る損害（6/20時点で把握している損害）

- 航行危険区域を迂回することにより、追加的に燃料を要した船舶は127隻（9事業者）、追加的燃料消費量は事業者平均で139トンであり、追加費用は1社平均8,234千円。
- 航行危険区域を迂回することにより追加的に用船料を要した船舶は46隻（6事業者）、追加的用船日数は事業者平均で0.144日であり、追加費用は1社平均2,950千円。

2. 政府による避難等の指示に係る損害

屋内退避地域内に放置され、屋外作業による回収が不可能であるために逸失利益が生じている船舶、コンテナの数はそれぞれ1隻、17本。

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 外国政府による放射線検査の実施状況等

- 放射線検査に関する国際機関の対応等について
- 日本政府からの外国向け情報提供について
- 外国政府による船舶、コンテナに対する放射線検査の実態について

2. 国内における放射線検査費用

①輸出コンテナに対する放射線検査実施費用

13社、約47,000個。コンテナ1個あたりの検査費用は平均841円、1事業者あたりの損害額は平均3,178千円。

②外航船舶に対する放射線検査実施費用

18社、374隻。船舶1隻あたりの検査費用は平均152千円であり、1事業者あたりの損害額は平均3,183千円。

③国内港湾の大気中の放射線検査実施費用

平均12,250円/回・箇所の費用負担が発生。

④海水中の放射線検査実施費用

平均26,375円/回・箇所の費用負担が発生。

⑤その他費用

- ・機器購入費用
- ・除染費用

3. 海外における船舶入港拒否による損害

①追加用船料

12隻（4事業者）、1事業者当たり平均18,589千円の費用が発生

②追加燃料費

7隻（2事業者）であり、1隻当たり平均80トン、4,470千円の燃料費用が発生している。

③除染費用

27件、1事業者当たり平均1,802千円の費用が発生。

④貨物横持ち費用

外国当局からの指示の結果、本来の荷揚予定港までの追加的輸送費用が発生した事案は4件であり、1件当たり平均47千円の費用が発生している。

⑤関連するその他の損害

「外国政府等による放射能検査指示によるトラック待機費用」、追加港費」が報告された。

4. 外国船主による日本への寄港拒否に係る損害

5月末時点で、寄港拒否数は、東京港9隻、横浜港18隻、名古屋港4隻であった。(関係者からの聞き取りによれば、福島県周辺の港湾においては放射能汚染を心配した不定期船の寄港拒否が相当程度発生している。)

[損害項目]

①貨物横持ちのための費用(対象:外航船舶運航事業者)

8件で、1件平均16,733千円の費用が発生。

②タグボートの追加手配(対象:外航船舶運航事業者)

32件、1件平均7,859千円の費用が発生。

③入港料金の減収(対象:港湾管理者(地方自治体))

④港湾施設利用料金の減収(対象:港湾管理者(地方自治体))

⑤港湾荷役料金の減収(対象:港運事業者)

【運輸・物流(航空関係)】

I. はじめに

II. 基本的な考え方

賠償の対象として認定される可能性のある損害を類型化し、それぞれの類型について検討。

- ①原子力発電所事故との因果関係の有無
- ②賠償の対象とするだけの必然性・合理性のある措置であるか否か
- ③賠償の対象とする場合の損害額算定の考え方

III. 政府による飛行禁止区域設定に係る損害関係

1. 政府による飛行禁止区域設定に係る損害

気象条件や発着空港周辺の混雑状況により日ごとの差異はあるものの、燃油消費量が平均で100ポンド程度増加。

2. 事故リスクに対応した追加的措置に係る損害

燃料積載量は、1日当たり212,000ポンド増加し、燃費の悪化により燃料消費量は1日当たり7,270ポンド増加。

IV. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. いわゆる風評被害

①安全性担保のための機内放射線量検査の実施

航空機内における放射線量に関わる安全性を確認するために、検査の委託費用が発生。

②海外での放射線検査に対応する費用の発生

外国当局の指示により、放射線検査の委託費用等が発生。

③外国人乗務員不足による欠航の発生

渡航自粛勧告等のため帰任できない外国人パイロットが発生し、一部の便に欠航が発生し、売上が減少。

④旅客数の減少による売上の減少

i) 国際線旅客について

訪日旅客数の減少に伴い売上が減少している。運航を取りやめた路線もあるため、対象路線を限定し、震災そのものの影響を控除するなど、原子力発電所事故による減少と観念できる範囲において損害額を算定することが考えられる。

ii) 国内線旅客について

国内線旅客数の減少に伴い売上が減少している。対象路線を比較的旅客数が多い羽田空港着便に限定し、全国平均の減少分を控除するなど、原子力発電所事故による減少と観念できる範囲において損害額を算定することが考えられる。

iii) 空港について

空港の利用客は航空会社の運航便及び航空旅客に依存しているため、営業収入が減少している。

【中小企業】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 廃業や倒産の場合の損害の算定方法等について

①他の地域に新たに事業所を開設する場合、旧事業所の事業については廃業したものとして損害の算定を行なわざるを得ないと考えられる。

②損害の算定方法

（事業用資産の損害）

・東日本大震災発生直前の評価を基準として算定。但し、地震、津波によって受けた被害部分を控除してはどうか、残存耐用年数に応じた資産評価や混用の場合の損害額算定 等

（営業損害等の考え方）

・売上に拘らず毎月発生する固定費と過去5年間の平均純利益（税引後）の合計額を逸失利益の算定基礎の年額としてはどうか、逸失利益の算定期間の終期、中小企業の残存事業年数、廃業の場合、老舗企業の取り扱い等

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. いわゆる風評被害について

①観光業、食品製造販売業については、福島県内に止まらず、福島県と境を接する自治体の事業者のほか、農水産物等について出荷停止指示等があった地域の食品加工業等にも及んでいる。

② 損害の算定方法等

・対象地域外であっても、風評被害による損害が大きく、ここ数年間で業績の回復の見込がない場合と、損害がそれほどまでに多額に上らない場合で分けてはどうか。

2. 間接損害について

被災地にある販売先、仕入先の代替先がないために生じた損害を算定すべきと考えられる。

III. 共通項目等

1. 合理的な損害の証明方法や損害額の算定方法等

(1) 地震・津波による被害と原子力発電所事故による損害の切り分け

① 事業用資産の損害について

② 営業損害（風評被害）について

(2) 損益相殺について

【卸売・小売業(消費流通業)関係】

第1 小売業について

避難等区域には35の食品スーパーと61のコンビニエンスストアが営業。

I. 政府による避難等の指示に係る損害について

直接には避難等指示区域には入っていないものの、商圈が減少することにより大きな被害が出ている小売店も相当な数に上ると考えられる。

1. 営業損害としての逸失利益

「本件事故がなければ得られたであろう売上高から、本件事故がなければ負担していたであろう（本件事故により負担を免れたであろう）売上原価を控除した額」（すなわち小売業における「粗利益」に当たる。）と説明されており、小売業についても本規定が原則的に適用されると考えられる。

2. 営業損害としての追加的費用

小売業においても、事業運営に支障が生じたために負担した費用（在庫商品・営業資産等の廃棄・撤去費用、リース契約の解約に係る費用、避難による開店・再開に要する費用、従業員の欠員による追加費用（外国人従業員が退職等した場合に、本社から応援要員を送った場合等を含む）、今後発生しうる店舗等の除汚補修費用、廃業費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加費用（店舗等の移転費用、営業資産の移動・保管費用、物流システムの改変が生じた場合の経費等）が発生している。

3. 検査費用

避難等指示の対象区域内において、やむを得ない事情により屋外で作業を実施するに当たって、ガラスメーターや線量計を使用しているケースがある。

4. 財物価値の喪失又は減少等

小売業においても、政府の指示による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内に所有していた財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合が存在する可能性がある。

II. 政府等による出荷制限指示等に係る損害について

小売業においては、買取契約でかつ入荷後に指示等が出された場合等には廃棄等を強いられ、損害が発生しうる。

1. 逸失利益

2. 営業損害としての追加的費用

III. いわゆる風評被害について

1. 小売業における「風評被害」

買い控えについては生産者のみならず流通業者も農林漁業者と同じ商品に関しては、既に購入した在庫について損害を被るため、小売業など流通業についても同様の品目について被害が生じていると考えられる。

2. 観光業の風評被害に連動する小売業の売上減少

小売業のうち多くは地元の消費者が主要購買者であるものの、首都圏を中心に、外国人観光客が有力な購買者となっているケースがある。

第2 雑貨卸売業について

卸売業の損害は基本的に小売業の売上の減少の副次効果として生じることから、小売業における損害類型の処理に準ずる形で整理できると考えられるが、配送等においては独自の損害項目も発生している。

I. 政府による避難等の指示に係る損害について

1. 営業損害としての逸失利益

2. 営業損害としての追加的費用

卸売企業が追加的費用を自社で負担しているケースが多く、問題となっているとの声があった。

3. 財物価値の喪失又は減少等

別添1：通信販売業界における原子力発電所事故における損害について

別添2：訪問販売業界における原子力発電所事故における損害について

別添3：小売・卸売業（医薬品・医療機器分野）における損害について

【卸売・小売業（石油製品販売業関係）】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

避難等の対象地域では住民（顧客）の半数以上が市外に避難等していることや、取引先企業が移転・操業縮小していること等により、売上が減少していると考えられる。

A) アンケート調査

①販売数量

計画的避難区域に所在しているSSでは対前年同期比▼25%減少

②販売先別の販売状況

③地元自治体等からの営業継続要請を踏まえた販売状況

B) ヒアリング調査

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

【営業損害関係】

- 1) 避難区域内の取引先が休業・操業縮小等していることによる売上げ減少。
- 2) 住民（顧客）が避難したこと等により、石油製品の売上が減少。
- 3) いわゆる風評被害により観光客等が減少していることによる売上減少
- 4) 農産物や水産物の出荷制限等によるトラクターや漁船用燃料の売上減少。
- 5) 地元自治体等からの要請に応じて、避難者や緊急車両等に対する営業を継続したが、売上は減少（公益目的で採算度外視の営業を行った）。

A) アンケート調査

①販売数量

②販売先別の販売状況

③地元自治体等からの営業継続要請を踏まえた販売状況

④兼業部門の販売状況

B) ヒアリング調査

[共通項目]

Ⅲ. 原発事故に伴い発生した費用関係

規制区域の内外を問わず、今回の原発事故に伴い、以下のような費用負担が発生していると考えられる。

- ・避難先から戻ってもらった従業員に対する特別手当等の支払い
- ・規制区域に入れなかったために、配送費用の負担額が増加
- ・サーベイメーター（線量計）、マスク、カップ、食糧等の購入費用や、借入利息等が発生しているケースがある。

【金融】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 営業損害

- ①貸付債権（利息部分）
 - i) 貸付債権の貸倒れ等に伴う逸失利益
 - ii) 将来貸付を実行できなくなったことに伴う逸失利益
- ②役務取引等利益（手数料利益）
- ③損害防止費用及び営業継続費用
- ④店舗閉鎖に伴う人員整理費用（割増退職金等）

2. 財物価値の喪失又は減少等

- ①貸付債権（元本部分）

貸付債権が貸し倒れ等の間接損害は請求可能かどうか、損害額の算定方法と併せて要検討。
- ②保有している財物（不動産・動産等）価値の喪失又は減少等及び除染費用

Ⅱ. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 営業損害／財物価値の喪失又は減少等

政府指示等の対象地域外の店舗においても、原発避難区域内の顧客との関係で営業損害等が発生している。

【サービス業】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 営業損害

- (1) コンサート事業関係

避難の対象地域に存在する施設、避難所に指定された施設が使用不能になったことで、講演が中止に追い込まれる事例あり。
- (2) 印刷業関連

避難対象地域内の工場に残した顧客預かり製品については既に代金決裁が済んだ製品であり、自社の責任において弁償又は自社負担による他社での再生産による納品が必要。(印刷業では、顧客品を保管料無料で預かるケースが多い)

(3) リース業関係

避難対象地域に所在するユーザーが契約を中途解約する場合は、残存リース料の支払いをもって契約を終了するが、この支払はユーザーの損害額と考えられる。

Ⅱ. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 商圏喪失による損害

- (1) 近隣住民を対象としたサービス業 (ex. 学習塾)
- (2) 印刷業関連

専ら地元顧客を対象とする中小・零細企業は、一斉避難や風評被害などで地域経済が崩壊した状況においてはその影響が大きいと考えられる。

2. いわゆる風評被害

- (1) コンサート事業関連
- (2) その他レジャー関連サービス業 (ex. ゴルフ場)
- (3) 印刷業関連

3. 検査・除染費用等

政府支持等の対象地域外に所在するリース物件についても、売却・処分をする際に放射性物質の付着の有無の検査、除染費用が発生している。

※個別業種の報告

(ゴルフ場、学習塾)、(コンサート事業関係)、(印刷関連産業)、(リース業)

【観光】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 営業休止の状況

警戒区域等において、宿泊施設が166、旅行業者の営業所が13所在しているが、そのうち宿泊施設については135、旅行業者の営業所についてはすべてが休業中

Ⅱ. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 過去の自然災害・感染症発生時等の風評被害の状況

風評被害が、地震等による実際の被害地域以上に広範な地域で発生している。

2. 原子力事故に起因した風評被害発生の社会的認知

事故発生県のみならずそれ以外の地域でも風評被害が発生していることが一般的に報道されている。

3. 原子力事故と旅行者等の行動

原子力事故が要因となって広く東日本エリアでの国内旅行が敬遠される傾

向であるとともに、外国人が放射能の影響を懸念して訪日しないことが認識されている。

Ⅲ. 共通項目等

1. ホテル・旅館

東日本大震災の発生以降、全国的に売上利益が減少しており、特に訪日外国人旅行者を主要な顧客としてきたホテル・旅館はかつてない程に売上が大幅に減少している。

2. 旅行業

東日本大震災の発生以降、全国的に旅行取扱額が大幅に減少しており、特に主要旅行業者の訪日外国人旅行取扱額については、今年度4月分が過去3年同月比の2割程度まで激減している。

3. 観光関連施設

観光入込客数と延べ宿泊者数については、全国的に高い相関関係が見られ、ホテル・旅館同様、観光関連施設についても、全国的に売上が減少している。

4. 国際会議

東日本大震災の発生以降、中止となった国際会議が全国で少なくとも29件あり、総参加予定者28,836人のうち外国人参加予定者9,421人の訪日が中止となった。

Ⅳ. 留意事項

観光分野に関連する産業は幅広いが、本調査においては、時間的な制約等を勘案し、象徴的なものとして、ホテル・旅館、旅行業、観光関連施設、国際会議を対象としたが、それ以外にも広範な業種において影響が出ているものと思料。

【学校・スポーツ・文化（学校関係）】

I. 政府による避難指示等の対象地域に係る損害関係

1. 学校の移転等による損害

- 応急仮設校舎の設置等に係る経費
- スクールバスの調達・運行など通学手段の確保に要した経費
- 移転先での教材・備品・消耗品の購入等に要した経費

2. 学校の一時休校（休園）による損害

- 公立幼稚園における損害（一時休園等による保育料及び入園料等の収入減）
- 私立学校における損害
一時休校した場合、学納金の返還を始め収入が見込めないほか、都道府県からの助成額が減少する可能性がある。

II. 政府による避難指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 空間線量率の増加による損害

福島県内の学校においては、原発事故による空間線量率の増加への対策を講じたことにより、以下の経費が発生している。

- ①地の土壌対策等、防護服・除染設備の購入等
- ②空調設備や扇風機の設置等に係る費用
- ③線量計の購入や放射線量のモニタリング等に要する経費
- ④屋外活動制限に伴う代替施設(体育館・砂場等)の確保等に要した経費
- ⑤プールの利用(除染や排水作業を含む)に関して要した経費
- ⑥児童生徒、保護者等、教職員に対するカウンセリングや説明会を行う経費
- ⑦スクールバスの確保等、児童生徒・学生の安全確保等に関する費用
- ⑧緊急時のメールシステムの導入費用

2. 風評被害・間接損害により日本人学生等及び留学生が入学辞退・退学したことによる学校の損害

- 日本人学生等に係る損害
- 留学生に係る損害

3. 授業料の減免・奨学金の給付等、学生等の入学辞退・退学を防止するための措置を講じたことによる学校の損害

- 日本人学生等に対する授業料減免措置等に係る費用
- 留学生に対する様々な措置に係る費用

【学校・スポーツ・文化（芸術文化・社会教育関係）】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

(1) 対象区域内に建物、施設、財物等を所有する者に生ずる損害

- ① 財物等の価値の喪失又は減少等
- ② 財物等の復旧または価値の減少を防ぐための費用
- ③ 代替不可能な収蔵品・古文書等
- ④ 営業損害

(2) 施設等の（所有者以外の）関係者等に生ずる損害

- ① 営業損害
 - ア 公演等の中止
 - イ 公演等の内容変更・延期
 - ウ 施設内にある売店等の売上の減収
- ② 就労不能

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

(1) 施設建物が地域住民の避難所となったことによる損害

- ① 施設建物の所有者に生ずる費用
 - ア 施設の維持・管理費用の増加による費用
 - イ 施設建物の復旧等のための費用
 - ウ 営業損害
- ② 施設等の（所有者以外の）関係者に生ずる損害
 - ア 営業損害（公演等の中止等）

- イ 就労不能
- (2) いわゆる風評被害による営業損害
 - ① 損害の主な事例
 - ・外国人アーティスト等の来日中止等による公演等の中止、延期等
 - ・外国美術館から出品作品の借用が困難になり、美術展等の中止、延期等
 - ② 損害の項目
 - ア 公演等の主催者の被る損害
 - イ 主催者以外の関係者が被る損害
 - ③ 風評被害による売上の減少
 - 観光資源としての文化施設、社会教育施設等の来館者が減少。

【学校・スポーツ・文化（文化財関係）】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 文化財の財産価値の喪失又は減少等

- ①管理不能によるき損について
- ②放射線による汚染について
- ③財物価値の喪失・減少の防止について

2. 公開・活用している文化財の営業損害等

【医療・福祉等（医療施設関係）】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 対象地域内の医療機関の営業損害

対象地域内の全ての医療機関において、3月以降、昨年同月比での入院患者数及び外来患者数並びに保険請求額（医療機関における主な収益）の大幅な減少が見られた。

また、患者数の減少以外にも医療機関の主な損害の内容としては、以下のものが推測される。

- ・診療停止中に使用期限を過ぎてしまった医薬品の廃棄に係る損害
- ・避難指示による患者の離散による未収金の増加や貸し出していた医療機器が行方不明になったことによる損害
- ・職員の自主退職、避難、休職による診療体制を縮小・停止・廃止
- ・職員の退職、避難、休職に伴う退職金や休業手当の支給
- ・医薬品、医療機器、衛生材料の配送業務が中断されたことによる保険収入の減少、臨床検査業の集荷業務の中断や、医療機器の修理が遅れたことによる検査収入の減少（医療機器業者が風評被害により対象地域内に入って来なかったことによる）による損害
- ・金融機関からの借入金の返済延期やリース料の支払延期による利息の増加等
- ・自主的に移転・廃止する場合の損害及び、移転の場合従前と同様の営業

形態を構築するのに要する費用

- ・ 県外医師の医療機関への赴任拒否による事業の縮小と経済的損害

2. 対象地域内の医療機関からの入院患者の搬送に伴う医療機関・患者等の損害

3. 対象地域内の医療機関の職員の就労不能等に伴う当該職員の損害

多くの医療機関において、職員の休業、解雇、自主退職等の事例が見られた。

4. 授業中止等や学生の転学等に伴う医療関係職種の養成所の損害

対象地域内の医療関係職種の養成所においては、学生数の減少や入学辞退等がみられた。

5. 医療機関の診療制限等に伴う住民の追加的コスト及び重症化による損害

入院患者の搬送中に、当該患者が死亡又は健康状態の悪化等した場合の賠償責任については、東京電力の他、搬送を行った医療機関の責任の有無が論点となる場合が考えられる。

6. 医師会の損害

1) 県医師会にかかる損害

日常業務以外の新たな業務発生による事務費、諸会議費用等の発生

2) 郡市医師会にかかる損害

会員の減少による医師会収益の減少・消滅等

7. レセプト・コンピュータ販売・情報サービス提供企業における損害

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 対象地域外の医療機関の営業損害

対象地域外の医療機関においても、3月以降、昨年同月比での入院患者数及び外来患者数並びに保険請求額の減少が見られた医療機関が少なくなかった。また、患者数の減少以外の本件事故に影響による医療機関の主な損害の内容としては、対象地域内と同様のものが推測される。

2. 対象地域外の医療機関からの入院患者搬送に伴う医療機関・患者等の損害

3. 対象地域外の医療機関の職員の就労不能等に伴う当該職員の損害

4. 授業中止等や学生の転学等に伴う医療関係職種の養成所の損害

5. 福島県への医師等の派遣をした医療機関の営業損害

III. 共通項目等

(1) 損害の終期の考え方について

損害の終期の考え方については、医療分野のみならず、他の分野とも共通する課題として検討すべきだが、実際の住民の帰宅状況等も考慮して柔軟に判断すべき。

(2) 賠償金の仮払いについて

医療機関に対しても規模の大小に関わらず賠償金の仮払いが実施されることが望まれる。

【医療・福祉等（薬局関係）】

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 薬局における損害状況及び損害額算定方法に関する調査

- ①地域住民が自主避難した地域においては、その結果、受付処方箋枚数（保険請求額）が減少し、損害を受けていた。
- ②近隣の医院の医師が自主避難した薬局では、受付処方箋枚数（保険請求額）が減少し、損害を受けていた。
- ③原発から離れた地域においても小児科の医療機関からの処方箋取扱い枚数が多かった薬局（福島市）では、原発事故の影響で小児が自主避難したことにより、受付処方箋枚数（保険請求額）が減少し、損害を受けていた。
- ④仮設診療所や大規模な避難所の近隣の薬局では、一時的に多数の患者が来局し、その対応のために大量に購入した医薬品が、需要の減少により不良在庫となり、金銭的な損害を受けていた。
- ⑤福島県内陸部では、避難等の対象地域からの患者が、多く来局し、受付処方箋枚数（保険請求額）及び一般用医薬品の販売額の増加が見受けられたが、その一方で、従業員の残業代の増加及び新規雇用による人件費の増加が見られた。

2. 福島県への薬剤師の派遣をした薬局の営業損害

派遣期間中の薬剤師の不在により、営業損害が見られた

【医療・福祉等（社会福祉施設等関係）】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

(1) 施設・事業所の損害について

①営業損害等

- ・利用者の減少に伴う減収
- ・施設等の移転に伴う、移転費用、移転先の代替地の取得費等の発生。
- ・窓の開放ができないため、空調設備等の新設にかかる費用の発生。
- ・室内保育のための屋内遊具の設置や玩具購入費等が発生。
- ・放射線量計の購入費が発生。
- ・ミネラルウォーターや特別食（カルシウム含有物等）の購入費が発生。
- ・施設等の建物や敷地の除染、土の入れ替え等にかかる費用の発生 等

(2) 利用者の損害について

- ・移転先への移動に要した費用（交通費、宿泊費、生活必需品の購入費等）
- ・移転先の施設等の利用料が発生。
- ・移転先から帰宅・帰所に伴う移動費用が発生。
- ・施設の移転等による環境の変化や、サービスの利用機会の低下に伴う健康状態の悪化による治療費、重症化を予防するための費用が発生。
- ・遠方の施設等を利用せざるを得なくなったことに伴い要した費用が発生

(3) 職員の損害について

- ・移転先への移動に要した費用（交通費、宿泊費、生活必需品の購入費等）
- ・移転先から帰宅・帰所に伴い要した費用（交通費）

3 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

(1) 営業損害等

(2) 職員派遣等に伴う費用負担

福島県へ介護職員等を派遣した施設・事業所においても、諸経費等が発生している。

【医療・福祉等（生活衛生関係）】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 生活衛生分野における営業損害の範囲に関する調査

(1) 生活衛生関係営業に固有の機械、設備等

機械、設備等の放射能汚染状況の調査や、必要に応じ除染、部品交換等の処理を要すると思われる。

(2) お客様の寄託物等

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

1. 生活衛生分野における風評被害の損害の範囲に関する調査

(1) 風評被害の及ぶ生活衛生関係営業の範囲

福島県内の生活衛生関係営業が非居住者（県外者）にサービスを提供する場合

(2) 風評で間接的に被害を受ける業種について

生活衛生関係営業は、そのサービスの提供に当たって、相互に依存関係にある業種がある。「宿泊業」、「飲食業」、「理美容・浴場業」は、自らの生産活動のため、投入係数の大小の差はあれ、「洗濯業（クリーニング）」からサービスを購入しており、相互に依存関係にあることが見て取れる。

【勤労者】

I. 政府による避難等の対象地域に係る損害関係

1. 勤労者一般について

① 第一次指針等で対象とされているもの

(i) 「勤労者」の定義、範囲

原則的には「労働者」と同義だが、個人事業主等であっても経済的に従属しているような場合には、勤労者に準じて賠償の対象となり得る。

(ii) 「就労不能等」の範囲

休業のほか、解雇、雇止め、自己退職（内定辞退）、内定取消、内定者の入職繰下げ（自宅待機）その他客観的に就労が妨げられていると認められる場合が考えられる。

(iii) 「就労不能等に伴う損害」とされる「給与等」の類型

ア 離職等のため、就労していれば得られたであろう逸失給与等

イ 未払い賃金

② 第一次指針等で明確化されていない勤労者の損害の種類

- ・ 配置転換、離職等に伴う追加支出
- ・ 住居を変更せざるを得なかった場合の追加支出（通勤費用等）
- ・ 就労に必要な公的な免許証や証明書等の再発行費用等
- ・ 職業訓練受講生の訓練先が変更となった場合における追加支出
- ・ 離職等に伴う先行き不安、家族と離れて労務に従事するなどの心理的負荷に起因し精神障害に罹患した場合の治療費等
- ・ 離職等（長期の休業や自宅待機を含む）自体による職業的地位の喪失や家族と離れて労務に従事すること等に伴う精神的損害

③ 損害額の算定方法

- ・ 逸失給与等の算定には、休業における民事損害賠償の判例や自賠責保険の休業損害算定基準が参考になる（基本的には、「就労不能等損害＝収入日額×就労不能等日数」）
- ・ なお、逸失給与等の算定に当たっては、未払賃金立替払制度による給与の立替払分は控除されるものと考えられる。
- ・ 逸失給与等の立証については、銀行振込履歴のほか、徴税機関、社会保険機関、公共職業安定所の有する記録等でも可とするほか、そうした記録がない場合は、当該地域における賃金相場等により、逸失給与等を算出することも可とするものと考えられる。
- ・ 事業所の休業等に伴う労働者の配置転換、勤務先の変更等に伴う追加支出については、支出した実費を損害と考えるべきであるが、迅速な救済を統一的に図る観点からは、損害類型毎に一定額を定め、一時金として支給する方策も考えられる。

2. 原発作業員等について

- ① 損害の対象とする労働者等
- ② 損害の種類
- ③ 損害額の算定方法

II. 政府指示等の対象地域外に係る損害関係

① 損害の種類

- ・ 自主避難の場合の通勤不能による減収
- ・ 避難者の受け入れに伴う業務変更により休業・離職等に至った場合の減収
- ・ 本件事故に直接的に起因するものに限らず、間接損害による勤労者の就労不能等に伴う損害
- ・ 風評被害による勤労者の I（2）1. ②に類する損害

② 損害額の算定方法

Ⅲ. 共通項目等

1. 損害発生 of 始期・終期 of 考え方について

- ① 原賠法 of 賠償 of 時効期間及び起算点
- ② 損害発生 of 終期について

【地方公共団体】

Ⅱ. 調査方法と調査を通じて把握した留意すべきポイント

- ・事故 of 全体像が分からず、前例 of ない緊急事態 of 中で、住民 of 安全を確保するために迅速な初動対応・応急対策が求められていること
- ・上記を踏まえ、本件事故を受けて実施している地方公共団体 of 業務には、国 of 指示等に基づき実施しているものに加え、住民からの要望に応じ、国 of 指示や方針等に先んじて地方公共団体が自主的に対策を講じざるを得ないものも多く、それぞれに必然性があり、その業務に専念せざるを得ない職員も多いこと
- ・避難住民 of 受入れや農産物 of 検査に要する経費等、本件事故により地方公共団体に発生した損害は、事故が発生した福島県とその隣接地域だけでなく広範囲に広がっていること
- ・本件事故 of 具体的な収束時期が見えない現段階では、時間的、地域的な観点から損害 of 範囲が確定できないこと
- ・地方公共団体分野 of 損害には、地方公共団体固有 of 損害とその他の分野にも共通 of 損害の両方が存在すること
- ・本件事故に対応するため、地方公共団体 of 職員は、警察、消防を始めとして一般職員に至るまで、過酷な労働条件 of 中での勤務が続いており、健康面や精神面 of ケア等一定 of 配慮が必要であること
- ・避難等 of 指示があった区域を中心に、住民が分散して避難していることから、行政サービス of 提供に余分なコストがかかること（例：住民 of 所在把握、住民への広報、職員 of 分散配置、仮支所 of 設置等）
- ・避難等 of 指示があった区域を中心に人口 of 流出が生じ、税や使用料等収入 of 激減が予想されるとともに、自治体 of 存続すら危ぶまれる可能性が懸念されること
- ・全域が警戒区域に含まれる市町村では、域内に立入りができないため、現時点では損害を把握することが不可能
- ・一部が警戒区域、一部が緊急時避難準備区域に含まれる市町村では、住民 of 居る地域と居ない地域に分断され、役場機能も域外に移転しているなどのため、現地と避難地におけるいわば二重行政を実施せざるを得ない。

Ⅳ. 避難等 of 指示があった区域で主に生じる損害

<既に生じている損害>

- ・住民 of 避難・移動等に要する経費
：住民 of 避難・移動に当たって of 支援等に要する経費、住民 of 避難に伴い

- 警戒区域等に残された家畜の安楽死に要する経費等
- ・立入制限・一時立入に要する経費
 - ：警戒区域等の警備やバリケード設置、盗難被害防止のための警報装置設置等
- ・仮庁舎設置・賃借等に要する経費
- <将来的に生じるおそれのある損害>
- ・庁舎等移転に要する経費

V. 避難等の指示があった区域及びそれ以外の区域に共通の損害

①原子力災害に伴う損害

<既に生じている損害>

- ・スクリーニング、除染、モニタリング、放射線相談窓口設置等に要する経費
- ・農産物、水産物等の放射性物質検査、産地証明書発行等に要する経費
- ・水道水の摂取制限等により発生する経費
 - ：水道水の摂取制限に伴う給水車費用、検査費用、広報費用等に要する経費
- ・土壌改良・汚染汚泥処理に要する経費

<既に生じている損害／将来的に生じるおそれのある損害>

- ・住民の健康管理に要する経費
- ・住民等の損害賠償請求支援等に要する経費
- ・放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物処理等に要する経費

②原子力災害と地震・津波等それ以外の要因が一体となって生じる損害

<既に生じている損害>

- ・災害対策本部設置・運営に要する経費
- ・避難所設置等避難住民受入れに要する経費
- ・職員等を被災地に派遣するための経費
- ・事業者支援・風評被害対策に要する経費
- ・実施プロジェクトの中止

<既に生じている損害／将来的に生じるおそれのある損害>

- ・地方税の減収
- ・使用料、手数料、その他の収入の減少
- ・公営企業等の減収等
- ・避難住民の生活再建支援のための経費
- ・被害状況調査に要する経費